

◆「仕事と家庭の両立支援」をめざして◆

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業

令和7年4月1日より次世代育成支援対策法に基づく
「一般事業主行動計画策定・変更届」の提出が
必須 になります！



- ※ 制度変更に伴い、「タイプ1」「タイプ2」の区分は廃止となります。
- ※ 「タイプ1」「タイプ2」での受付は、令和7年2月28日(金)までとなります。
- ※ 登録済みの企業については、登録有効期限まで現在の登録証をご利用いただけますが、次回更新時に一般事業主行動計画届の作成が必須となります。(随時更新可)

◆一般事業主行動計画の策定・届出等について◆

● 制度概要

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

● 手続き

- ステップ1：自社の現状や従業員のニーズを把握しましょう
↓
ステップ2：ステップ1を踏まえて行動計画を策定しましょう
↓
ステップ3：行動計画を公表し、従業員への周知を図りましょう
↓
ステップ4：行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ届け出ましょう
↓
ステップ5：行動計画を実施しましょう

● 計画策定・届出に関するお問い合わせ窓口

岐阜労働局 雇用環境・均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階 TEL 058-245-1550

● 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録方法

県のホームページ内「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」の登録フォームから、新規登録・更新手続きができます。

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録

検索

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」（別記様式）のご提出でも登録ができます。FAXまたは郵便でお送りください。

※次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）もお送りください。

岐阜県 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8237(直通) FAX 058-278-2611

岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進に関する情報はこちら

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/8315.html>

